

への国民的理解を醸成していくことが必要である。

このため、森林環境教育の推進、身近な森林における多様な活動の展開、森林づくりへの国民の直接参加、すべての世代の健康づくりの場等森林の新たな利用を推進し、人の一生を通じて森林と人との豊かな関わりをもつ21世紀型森林文化の創造に寄与していくことが重要である。

イ 里山林の保全、整備、利用の推進

身近な里山林等は、生活環境を保全し、地域独自の景観を形成するとともに、二次的な自然に適応した生物の生息・生育環境の場、森林環境教育の場、地域住民の参加による多様な活動の場、健康づくりの場など多様な役割を発揮する場としての期待が高まっている。

このため、市町村、地域住民、森林所有者等の連携と協力による住民参加型の保全活動を支援するとともに、里山林の機能強化のための森林整備や利用活動の促進を図っている。

ウ 森林の保健・文化・教育的利用の推進

森林環境教育、健康づくり等の森林利用の機会を広く国民に提供していくためには、森林・林業関係者が他の分野の関係者と連携を図りつつ取り組むことが必要である。

特に、平成14年度から完全学校週5日制実施が予定されており、自然体験や社会体験の不足が指摘される中、子どもたちの「生きる力」を育むため、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を子どもたちに提供していくことが重要である。このため、平成13年度までに地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興することを目的として文部省が進める「全国子どもプラン」と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を平成11年度から開始したところであり、今後、一層の連携を図ることとしている。

また、高齢化の進展に対応して国民の健康の維持増進に資する観点から、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず利用者の体力等に応じた多様な利用の選択肢を提供していくことが必要である。このため、林野庁に「森林総合利用施設におけるユニバーサルデザイン手法検討会」を平成11年5月に設置し、森林・施設整備の参考となるガイドラインを同年12月に策定した。

このように、森林の新たな利用に向けた施策の充実を図り、森林に対する国民の多様な期待に対応しながら、適切な森林の整備と利用の推進に努めているところである。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業、平成8年度からの経営基盤強化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長等が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

平成10年度からは、新たに創設された林業生産流通総合対策の枠組みの中に位置づけられた。

1 経営基盤強化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

近年の林業経営を巡る厳しい環境の下、森林所有者の林業経営への意欲は低下しており、また、国産材の供給は少量・分散的かつ間断的であることから外材に対し競争力が十分でなく、木材産業の分野でも国際的競争力の強化が求められている。さらに、山村地域では林業従事者の減少・高齢化等が進行し、林業生産活動ばかりでなく地域社会全体の活力が低下している。

一方、我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心とした成熟の過程にあり、国産材時代に向けて資源的条件は整備されつつある。また、国民の価値観の変化の中で、森林は健康・休養の場、レクリエーション活動の場及び教育・文化活動の場としての役割が高まっているとともに、木材に対する消費者ニーズは多様化・高度化してきている。

このような情勢の変化に対処し、森林の流域管理システムのもと、林業を山村地域を支える産業として持続的に発展させるために、林業経営の安定化に資する担い手の育成、流域内での安定した木材供給体制の形成及び森林の多様な資源を活用した地域づくりを図ることを基本方向として林業構造の改善を推進することとして、「経営基盤強化林業構造改善事業」(強化林構)を平成8年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の経緯を踏まえ、地域の林業者等が自主的に樹立した計画に基づき、林業経営の安定化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施するものである。また、補助事業とともに農林水産漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

なお、新たな地域指定は平成11年度をもって終了となる。

(2) 事業の仕組み

強化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、担い手育成型林業構造改善事業、木材供給圏確立型林業構造改善事業、森林活用型林業構造改善事業の3事業区分に分け、平成8年度以降おおむね4年間に逐次林業構造改善事業計画を樹立し事業を実施する。

ア 担い手育成型林業構造改善事業

(ア) 経営体育成型

経営体育成型は、安定的かつ継続的な経営を行い得る林業経営体を育成するための活動を推進するとともに、林業経営体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 事業体育成型

事業体育成型は、効率的な作業を行い得る林業事業体及び高度な技能を有する林業労働者を育成するための活動を推進するとともに、林業事業体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、高度技能労働者を育成するための技術訓練施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、経営体育成型、事業体育成型併せて全国92地域を対象とし、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業3億円で実施する。

イ 木材供給圏確立型林業構造改善事業

木材供給圏確立型林業構造改善事業は、生産から加工・流通に至る事業体（森林組合、素材生産業者、林産業者、流通業者等をいう。）が連携して、流域内で生産される木材を安定的かつ継続的に供給・利用するための活動を推進するとともに、木材を安定的に供給するための路網及び林業生産施設の整備、木材を効率的に利用するための加工・流通の拠点施設の整備等を図

るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国22地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業10億円で実施する。

ウ 森林活用型林業構造改善事業

(ア) 森林活用型

森林活用型は、地域の森林資源を総合的に活用するための活動を推進するとともに、森林に賦存する多様な地域産物の生産及び利用を促進するための路網並びに地域産物活用施設の整備、森林空間の活用による都市住民との交流促進施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 美しいむらづくり型

農業・林業・水産業が複合的に行われている農山漁村を地域として一体的にとらえた美しいむらづくりを行うため、農業・林業・水産業が相互に連携するとともに、複数の地域が連携を図りながらモデル的整備を行なう「美しいむらづくり事業」を林業構造改善事業の一環として実施するものである。

事業は、森林活用型、美しいむらづくり型併せて全国19地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施する。

(3) 平成11年度の事業実施状況

平成11年度においては、31地域（担い手育成型22地域、木材供給圏確立型3地域、森林活用型6地域）で新たに計画樹立するとともに、新規、継続併せて112地域（担い手育成型68地域、木材供給圏確立型22地域、森林活用型22地域）で事業実施した。

2 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び・林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」（活性化林構）を平成2年度より実施している。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業（平成2～3年度で終了）の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業（平成6～8年度実施）、中

山間林業活性化モデル事業(平成7～8年度実施), 流域林業推進モデル事業(平成7～11年度実施)の事業を実施している。

なお, 新たな地域指定は平成7年度をもって終了しており, 平成8年度以降は継続地域のみとなっている。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業(総合型)は, 林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として, 林業の担い手の組織化, 林業生産の協業化・計画化, 新技術の導入等の組織的な取組みを推進するとともに, 林業生産基盤及び林業生産高度化施設, 林産物利用高度化施設の整備, 山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は, 平成2年度以降, 全国438地域を指定しており, 一地域当たり平均事業費として補助事業5億円, 単独融資事業1億円で実施している。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業(産地形成型)は, 国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として, 需要動向に対して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに, 国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設, 需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は, 平成2年度以降, 全国64地域を指定しており, 一地域当たり平均事業費として補助事業10億円, 単独融資事業3億円で実施している。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業(資源活用型)は, 地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として, 森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに, 森林産物等の生産・加工施設, 森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は, 平成2年度以降, 全国120地域を指定しており, 一地域当たり平均事業費として補助事業3億円, 単独融資事業1.5億円で実施している。

エ 流域林業推進モデル事業

流域林業推進モデル事業は, 流域の特性に応じて選定されたモデル地区を対象として, 流域を単位とした林業を推進するための組織的な取組みを推進するとともに, 森林及び路網の整備と一体的に高性能林業機械の導入, 大規模流通・加工施設の整備を行う事業を実施するものである。

事業は, 全国で5地域を指定しており, 一地域当たり平均事業費として補助事業20億円, 単独融資事業6億円で実施している。

(3) 平成11年度の事業実施状況

平成11年度においては, 継続地域において207地域(総合型150, 産地形成型20, 資源活用型32, 流域林業モデル5)で事業実施した。

3 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野(以下「入会林野等」という)である土地の農林業上の利用を増進するため, これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権(以下「入会権」という)などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権, 土地権等の権利関係に改め, 農山村民の農林業経営の健全な発展に資することを目的として, 「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(昭和41年法律第126号)(以下「入会林野等近代化法」という)が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は, 主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置(権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化), 近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては, この法律に基づく権利関係の近代化と, 近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑, かつ, 適正に推進するため, 42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し, さらに, 62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

表19 11年度予算の概要

区分	11年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源活用総合対策費補助金		
(1) 入会資源活用促進事業費	40,838	36,593
(2) 入会資源調査測量事業費	24,574	20,478
	16,264	16,115

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を専用林産振興対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表19)

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万haと見込み、このおおむね1/10を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業により実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度において残存する未整備入会林野等105haを整備するため、52年度から10年

間において入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間において半数の40万haを整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。

その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するため必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この33年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,442件、560,408haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、11年度においては29件、2,737haとなっている。その整備の内容は表20,21のとおりである。

表20 入会林野等整備の実績（11年度末累計）

市町村数	件数	面積	1件当たり面積
4,223	6,442	560,408 (ha)	86 (ha)

表21 権利者の状況（11年度末累計）

入会権者等総数	権利取得者数	権利取得者率	1件当たり権利取得者数	1権利取得者当たり面積
(人) A	(人) B	(%) B/A	(人)	(ha)
417,280	408,986	98.0	63.8	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表22のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表22 整備前後の土地利用目的別面積の内訳

区分	林地 ha	農用地 ha	その他 ha	(11年度末累計)	
				整備前	整備後
整備前 A	539,757	18,364	2,287		
整備後 B	549,602	9,993	1,414		
増△減 B-A	9,845	△8,371	△873		

表23 整備前後の利用及び経営形態（11年度末累計と11年度分）

区分	総数	整備前の利用形態				整備後の経営形態	
		共同	直轄	分割	契約	協業	個別
累計面積 (ha)	560,408	163,759	205,931	168,287	22,431	334,250	226,158
比率 (%)	100.0	29.2	36.7	30.0	4.0	59.6	40.4
11年度面積 (ha)	2,737	185	1,230	1,099	223	1,431	1,306
比率 (%)	100.0	6.8	44.9	40.2	8.2	52.3	47.7

表24 整備後の経営形態等（11年度末累計）

区分	実数	構成比				
		経営体数	構成員	面積	1経営体当たり面積	構成員
総数	150,269	456,186	560,408	3.7	100.0	100.0
営よる人	計	3,095	266,292	304,296	98.3	58.4
協形	生産森林組合	2,996	260,333	298,450	99.6	57.1
経に	農事組合法人	93	5,747	5,458	58.7	1.3
共有による経営	その他法人	6	212	388	64.7	0.0
個別経営		1,183	43,903	29,954	25.3	9.6
		145,991	145,991	226,158	1.5	32.0
(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。						
2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。						

る。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表24のとおり許可済の面積が約56万haのうち協業体に移行したものは約54%に当たる約30万4千haであって、1協業体当たり平均面積は約98haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約57%で、協業体の中の約99%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約22万6千haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

平成10年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会47、森林組合1,290、生産森林組合3,475が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて168万人(地区内森林所有者の49%)の組合員(1,308人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,132万ha(県有林を除く民有林の73%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は、1,024組合で、総人員は、32千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、3,687万円(前年度3,434万円)と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成10年度における事業取扱量については、新植面積29千ha(前年度比97%)、保育面積566千ha(前年度比99%)〔うち除間伐面積217千ha(前年度比107%)〕、素材生産量2,778m³(前年度比89%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成10年度末において、300千人の組合員により、375千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製品・木材チップ等の販売事業、林業用機械、山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか、経理を

区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合広域合併等促進対策事業

森林組合の広域合併の促進により経営基盤の強化を図るために、都道府県による森林組合合併の基本方針づくり、合併に対する関係者間の合意形成、未合併森林組合間の業務提携、効率的な事業運営確保のための経営コンサルティング等の実施に対し助成した。

予算額 9,451万9千円

(前年度 1億603万3千円)

(2) 地域森林管理体制強化事業

森林組合等による不在村者所有森林等の適正な推進を図るために、不在村者所有森林等の調査及び森林情報のデータベース化、不在村森林所有者等に対する森林施業の普及啓発及び意向調査、施業受委託の推進、森林整備推進のための森林の境界の明確化等の実施に対し助成した。

予算額 2億5,086万4千円

(前年度 2億7,221万7千円)

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合連合会に監査士を置き、森林組合の経営管理等について適切な指導等を行うことに対し助成した。

予算額 432万9千円

(前年度 491万9千円)

(4) 森林組合統計集計システム化推進事業

森林組合等の組織、財務、事業活動等の状況の把握のため実施している森林組合一斉調査票を的確かつ迅速に集計するためのシステムソフトの保守及び集計機器の維持等の実施に対し助成した。

予算額 447万1千円

(前年度 507万0千円)

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成7年における林業就業者数は8万6千人で、ここ10年間で5万人減少した。また、年齢構成は、65歳以上が19%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組

合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表25 林業就業者の推移

	林業就業者数 (百人)	65歳以上の 割合(%)
昭和50年	1,790	6.5
55年	1,655	6.7
60年	1,399	8.0
平成2年	1,075	10.5
7年	858	18.9

資料：総務庁「国勢調査」

注：国勢調査における林業就業者とは、9月末1週間を主として林業に従事した者である。

(1) 林業事業体強化総合対策

林業事業体強化総合対策事業

新規参入の促進及び基幹的な林業労働者の養成と林業労働環境の改善を林業事業体の経営基盤の強化と一体となって進めていくため、林業労働力確保支援センターを拠点として、林業事業体の指導、優良事業体事例の普及、新規参入促進のための広報、新規参入者の定着促進、基幹的林業労働者の養成、機械利用サービスシステムの整備、林業労働力・事業等に関する情報の収集・提供、経営診断等のほか、作業環境の改善、雇用の長期化・安定化等就労条件の改善を図るために必要な機械・施設の整備等を実施した。

予算額 6億5,106万円

(前年度 6億7,458万円)

(2) 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

(ア) 貸付条件

a 利率：無利子

b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。

c 貸付限度額：1人につき

就業準備資金 150万円

就業研修資金 月額5～15万円

ただし、認定事業主への貸付限度額、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 8,000万円

(前年度 1億3,333万円)

(3) 林業労働安全衛生対策

林業労働安全衛生総合対策事業

林業における労働災害については、作業現場への安全指導等により発生件数、頻度とも漸減しているが、発生頻度は他産業に比べ今なお高い状況にあり、今後、林業労働力を安定的に確保する観点からも、安全で快適な職場づくりを推進する必要がある。

また、林業労働災害は、特に伐木造材作業及び集材作業で多く発生し、発生件数、頻度が特定の地域に偏る傾向がみられ、振動障害新規認定者についても、最多期の1割程度に減少し横這い状態にあるものの、特定の地域に偏る傾向がみられる。

このような状況を踏まえ、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生に関する活動指針・計画の策定、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技能向上の促進等に要する経費の一部を助成した。

予算額 8,527万2千円

(前年度 9,690万0千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、近年、1億1千万m³前後で推移しており、用途別でみると、総需要量のうち、製材用が約4割強、パルプ・チップ用が約4割強、合板用が約1割で、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成10年の木材（用材）需要量は、新設住宅着工戸数が減少したことから16.2%減少し、9,206万m³となった。製材用は23.1%の減少となり、合板用は26.9%の減少、その他用は37.5%の減少となった。パルプ・チップ用は、紙・板紙生産量が減少したこと、古紙等の利用が増加したことから3.6%の減少となった。

国産材の用材供給量は10.4%減少し、1,933万m³となった。（表26）

表26 木材(用材)需給の現状

(単位:千m³ () 内は対前年比%)

需 要	区 分	9 年		10 年	
		数	(%)	数	(%)
総 数		109,901	(97.8)	92,056	(83.8)
製 材 用		48,339	(97.1)	37,161	(76.9)
合 板 用		15,252	(97.0)	11,146	(73.1)
パルプ・チップ用		43,736	(99.8)	42,140	(96.4)
そ の 他 用		2,574	(85.3)	1,609	(62.5)
供 給					
総 数		109,901	(97.8)	92,056	(83.8)
国 内 生 産		21,564	(95.9)	19,331	(89.6)
外 材 輸 入		88,337	(98.3)	72,725	(82.3)

木材輸入は、産地国の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太輸入が減少し、製材品、合板等の製品輸入が増加する傾向にある。また、品質が安定している集成材等の木質工業製品の輸入が増加する傾向にある。

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となった。平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸と大幅に減少し、平成10年は120万戸と引き続き減少したが、平成11年には各般の景気対策の効果により121万戸と増加した。

このうち木造住宅は、平成11年に57万戸が着工され、木造率は前年を上回る46.6%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の2割を占めている。

ウ 価格の動向

平成11年の木材価格は、住宅需要がやや回復したも

の、木材価格はほぼ横ばいで推移した。

国産材は、丸太、製材品とも需要の低迷等からほぼ横ばいで推移した。一方、輸入材は、丸太が弱含み、製材品はほぼ横ばいで推移した。また、合板については、需給調整の進展等から上昇傾向で推移していたが、輸入合板が大量に入荷された影響により、8月頃から下落傾向で推移した。

11年の平均価格をみると、丸太についてはスギが1%，ヒノキが2%，米ツガが5%，北洋材エゾマツが1%，合板用ラワンが9%，平成10年の価格を下回った。一方、製材品については、スギ柱角が2%，平成10年の価格を上回り、ヒノキ柱角が平成10年と同水準、米ツガ柱角が3%，米マツ平角が2%，北洋エゾマツ平割が1%，平成10年の価格を下回り、合板は7%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

11年の木材（丸太(HS4403)及び製材(HS4407)）輸入量は2,599万m³で前年に比べ14%増加した。

これを材種別にみると、米材は9%，南洋材は6%，北洋材は30%，欧州材は57%，アフリカ材は11%，チリ材は9%，中国材は18%とそれぞれ増加し、ニュージーランド材は11%減少した。

11年の材種別割合は米材39%，北洋材25%，南洋材16%，ニュージーランド材7%，欧州材7%，チリ材2%，アフリカ材1%，中国材1%，その他2%となっている。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、丸太輸入が減少し、製品輸入が増加してきている。特に欧州材製品が増加した。

表27 新設住宅着工戸数の推移

(単位:戸, %)

	総 計	木 造 住 宅						非木造住宅	
		計		木造率	軸組工法	ツーバイフォー工法		プレハブ工法	計
		前年比	前年比			前年比	前年比		
平成2年	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7

資料：建設省「住宅着工統計」

表28 木材の輸入量

	(単位: 千m ³)					
	10年			11年		
	丸太	製材	計	丸太	製材	計
米 材	4,719	4,585	9,304	4,799	5,321	10,120
南 洋 材	3,291	582	3,873	3,411	693	4,104
北 洋 材	4,720	310	5,030	6,061	459	6,520
ニュージーランド材	1,870	244	2,114	1,609	267	1,876
欧 州 材	95	1,102	1,197	17	1,861	1,878
ア フ リ カ 材	186	4	190	206	4	210
チ リ 材	118	379	497	108	436	544
中 国 材	34	136	170	26	174	200
そ の 他	157	197	354	313	218	531
合 計	15,190	7,540	22,730	16,551	9,434	25,985

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆2,303億円（前年比103%）で我が国の総輸入額35兆2,680億円（同96%）の4%を占めている。

(ア) 米材

11年の米材輸入量は丸太480万m³（前年比102%）、製材532万m³（同116%）、計1,012万m³（同109%）となった。国別では、米国が丸太396万m³（同93%）、製材80万m³（同103%）、カナダが丸太84万m³（同180%）、製材452万m³（同119%）となっている。

(イ) 南洋材

11年度の南洋材輸入量は丸太341万m³（前年比104%）、製材69万m³（同119%）、合板415万m³（同122%）となっている。

丸太輸入では、マレーシアから南洋材丸太の66%（230万m³）を輸入している。

製材輸入では、インドネシア（35万m³）、マレーシア（34万m³）の2か国で南洋材製材の99%を占めている。

合板輸入では、インドネシアが合板総輸入量の58%（262万m³）、マレーシアが34%（152万m³）となっている。

現在、フィリピン、カンボジア、半島マレーシア等で天然丸太の輸出が禁止され、マレイシア・サバ州では年間200万m³を上限とする丸太輸出規制を行っている。また、インドネシアでは、丸太と製材に基準価格の15%の輸出関税（1999年12月末より）が課されているが、今後、2000年12月末までに10%に引下げられる予定となっている。

(ウ) 北洋材

11年の北洋材の輸入量は、丸太606万m³（前年比128%）、製材46万m³（同148%）、計652万m³（同130%）と丸太・製材とも増加した。

ロシア国内の社会・経済の混乱により減少傾向で推移していたが、5年以降、針葉樹合板用材としての需

要の拡大や、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向にある（9年から丸太輸入量では米国を上回っている）。

イ 輸出

11年の木材製品の総輸出額は92億円と（前年比104%）となった。

輸出内訳は、金額ベースで、加工木材（前年比341%）、木炭等（同143%）、合板（同125%）、薄板・単板（同118%）、丸太（同106%）、その他（木製の建具・建築用木工品、木製の食卓・台所用品、積載用ボード（同107%））となっている。

我が国の木材・木製品の国別輸出内訳は、23%が韓国で、以下米国15%、台湾13%、中国8%、インドネシア6%、ドイツ5%、マレーシア5%、香港5%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、60年9月以来の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。11年に入り、各般の景気対策によりやや持ち直したもの的新設住宅着工戸数は、121万戸（木造住宅57万戸）と低い水準になっている。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確で安定した資材へと大きく変化するといった需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

11年末における製材工場数は12,289工場を数え、前年に比べ521工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は87.8kW（前年比100%）と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の70%を占めており、依然として零細性を表している。

11年における製材用素材の総入荷量は2,740万m³（前

年比97.6%) となった。この中で国産材は前年に比べ1.5%減少し、外材の入荷量は前年に比べ3.2%減少したもの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、51.8%となっている。

また、製品出荷量は1,813万m³（前年比96.0%）となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材10%、家具・建具用材2%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

11年末の合板製造工場数は、前年に比べ20工場減少し378工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は、2工場減少して80工場に、特殊合板のみを生産する製造工場は、16工場減少して262工場となった。また、単板のみを生産する工場は2工場減少し36工場である。

11年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ46万m³増加し、552万m³となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ46万m³増の537万m³、国産材については前年同量の16万m³となった。

11年の普通合板の生産量は、326万m³（前年比99.8%）、特殊合板の生産量は、158万m³（前年比93.9%）となった。

2 木材の供給体制の整備

(1) 木材産業の体质強化

地域材の競争力改善のため、地域木材産業の構造改革を推進し、体质強化を図ることとし、流域ごとの林産加工体制の整備に係る課題とその取組方策の検討、木材の拠点的加工・流通施設の計画的な整備のための条件整備を行う事業、経営コンサルタント、学識経験者等の専門家による地域木材産業の体制整備に関する診断・指導を実施した。

(2) 木材の流通体制整備

我が国の木材産業をめぐる情勢が一段と厳しいものになっていることに対応し、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、木材製造業者等と森林所有者等が共同して作成する木材安定供給確保事業計画の認定を推進するとともに、木材の安定供給確保体制の整備を推進する調査事業、流域森林・林業活性化センターの活用により流域一体となった原木の安定供給を推進する事業を実施した。

また、新たに、木材加工業に対し原木を大ロットかつ安定的に供給するため、流域ごとに、素材生産事業体の組織化・協業化を図り、組織的な素材生産体制の構築、機械化の推進等により素材生産の作業効率の改善を進め、効率的かつ低コストでの素材生産体制の整

備を行う事業を実施した。

さらに、乾燥材、集成材等の品質が安定し、地球温暖化防止にも寄与し得る木材製品を安定的に供給するための原木流通拠点施設、製品の加工・流通拠点施設等を整備する事業、製材工場の再編と設備の近代化等に対し利子助成する事業、流通合理化を図るための機械設備のリース料の一部を助成する事業を総合的に実施した。

加えて、地域の関係者の連携による伐倒木の葉付き乾燥から製品の人工乾燥までの一貫した実施のための事業、関係者の合意形成、連携強化等により、カタログ等による木材直送等流通の合理化を図るための普及啓発等を行う事業を実施した。

そのほか、消費者ニーズに対応するよう品質・規格に加え、施工性、機能性に優れた地域材製品を供給するための商品の開発と共同受注システムの構築を促進する事業を実施した。

(3) 木材利用の推進

木材利用を推進するため、建設省と連携し、地域材を活用した良質な木造住宅の大都市部等での常設展示、新聞広告等による普及啓発等ふるさとの木による家づくり運動を推進するための事業、インターネットを活用し消費者に木の良さを含めた木材利用情報等の提供、木材利用相談センター等の活動を強化する事業を実施した。

また、消費者と連携して行う地域材利用推進活動の展開、新技術を用いて地域材を外構部材等として改良したものの利用実証等により地域材の利用の推進を図る事業、木造施設の耐久性維持・向上手法に関する調査等を行う事業を実施したほか、新たに、より安く、耐久性があり、メンテナンスも容易な木造施設等の工法等について説明した参考書を作成する事業を実施した。

さらに、木材関係団体の行う木材利用推進活動に対して助成した。

このほか、経済新生対策の一環として、21世紀に向けて、「木」を活かした地域づくりを先駆的、かつ積極的に推進するためのシンボル的、モデル的な木造公共・公用施設や内装・外装施設の整備に対して助成するとともに田園地域等において、地域の木材供給者と大工・工務店等が連携して進める家づくりや地方紙を通じた地域材利用についての普及啓発、地域材のDIY等利用促進のための情報整備の事業を実施した。

あわせて、間伐材の利用を推進するため、間伐材の利用技術の開発に必要な機械施設の整備、農業施設等の構造用としての間伐材の利用技術開発を行った。

また、公共事業分野での利用を拡大するため、建設省との連携を図りつつ、間伐材製品情報の整備・提供、利用講習会の開催等を実施したほか、新たに、防災施設整備への間伐材の利用を促進する事業を行った。

さらに、一般消費者のアイデアを活用しつつ、間伐材マークの制定、間伐材製品コンペの開催等を行う事業を新たに実施した。

(4) 住宅需要に対応した木材供給

豊かで質の高い国民生活の実現に資するため、良質な住宅の供給コストの削減、とりわけ、木造軸組住宅の供給コストの低減を図る総合対策として、住宅資材の標準化を推進する事業、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店まで連結を促進する事業、木造住宅の長期利用に資するためのマニュアルの作成及び木材や木造住宅の良さ等の普及を行う推進員の育成とその活動支援を行う事業を実施した。

製材、合板、集成材、フローリング等住宅建築に関連する木質材料の需要拡大を図る上で、JAS(日本農林規格)の普及促進は重要であり、需要関係者及び生産者への普及指導に努めた。

また、木材の新たな用途を創出するため、快適かつ健康的な生活環境への改善に有効な樹木抽出成分の利用技術の開発、木材の特性を活かしつつ、耐久性等に優れた部材に改善する技術及びその利用技術の開発を行ったほか、木材を主原料とするウッドセラミックスを発熱体、高耐久性摩擦材料として利用する技術等の開発を行うとともに、地域産材の特質を生かしつつ高耐久性を付加した新素材の開発を行った。

さらに、木材加工分野における今後の研究開発方向に関する調査を行うとともに、異業種分野との交流による地域材の加工・利用技術の向上を図った。

(5) 新たな木材利用技術の開発

製品輸入の増加、品質性能に対する要求の高まり等木材の需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト化、安定供給等を図るため、地域材を活用し性能が確保された製品を低コストで製造する技術開発、木材利用の推進に係る革新的な技術開発を実施したほか、木造建築物の耐震性の向上を図る木材の利用技術の開発・普及、施工性に優れた木質内装部材の開発、建築基準の性能規定化に対応するためのスギ等の製材品及びこれらによる構造体の強度性能把握や木造建築物の構造体の耐火性能の把握、耐火設計法の開発、間伐材等の利用分野の拡大を図るための技術開発、CCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)処理に替わる安全で防腐効果等に優れた木材保存処理技術及びホルムアルデヒトの放散量が少ない合

板製造技術の開発、LCA(ライフサイクルアセスメント)手法による木材製品の環境負荷の調査、自動制御等最先端技術を活用した新しい木材乾燥システムの開発を実施した。

また、木材の新たな用途を創出するため、快適かつ健康的な生活環境への改善に有効な樹木抽出成分の利用技術の開発、木材の特性を活かしつつ、耐久性等に優れた部材に改良する技術及びその利用技術の開発、防護柵や防音壁等の公共用資材を木質資材で代替する技術の開発を行ったほか、化石燃料による二酸化炭素の排出を削減するために、新たに、木材等の木質バイオマスを化石燃料に代替するエネルギーとして利用するための技術の開発を実施した。

さらに、異業種分野との交流による地域材の加工・利用技術の向上を図った。

3 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、①木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、②木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、③木材流通の改善合理化に関する情報提供、④地域材供給設備の導入に対するリース料の一部助成等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の約7割を占め